

# 第7回公文書館講演会

講 演 錄

日 時：平成28年11月19日（土）午後2時開会  
場 所：札幌市公文書館 3階 講堂

## 戦時期の物資供出と札幌市民

公文書館専門員 秋山淳子

### はじめに

昭和期の戦争：総力戦 →市民生活にも大きく影響 \*キーワード：供出・献納／疎開

★公文書館所蔵資料から実態を検討

### 1 戦時体制下の市民生活

住民組織化：昭和15（1940）年3月 公区設置

連合公区—公区一班に組織化／常会の開催

→市役所の末端機関・大政翼賛会の下部組織化

戦時体制と物資：「供出」・「献納」→多様な物資を対象

### 2 「金属回収」

昭和16（1941）年9月 金属回収令制定：鉄・銅（合金をふくむ）の強制回収

→一般家庭や中規模以下の事業者（非指定施設）からも供出・献納奨励 ◆表3

\*豊平館の鉄柵・鉄扉回収（昭和16年）◆史料1

\*銅像の「出征」（昭和18年）◆史料3

昭和17年12月 補助貨幣回収運動：ニッケル貨、各種銅貨類 ◆史料2

→「北海道補助貨回収要綱」策定・運動展開

\*回収運動の推進主体：大政翼賛会・大日本婦人会 + 自治体による統括

道一市町村一公区（部落会・町内会）

\*史料からみえる実態

昭和17年回収実績：北海道の成績低調／一般家庭等の貢献 ◆表1

→さらなる運動強化・回収対象拡大／札幌市の取り組み ◆史料4・5・6

### 3 さまざまな「供出」・「献納」

「軍馬の出征」：枝並運送店の事例 ◆史料7

毛皮献納運動：羊・狐・兎 →犬・猫への注目

\*犬・猫：昭和18年から畜犬毛皮献納運動開始 ◆史料8・9

→19年：対象を猫に拡大／頭数調査→割当 ◆表2

\*回覧板のなかの「供出」記述：座布団 →「火薬綿」 ◆史料4

#### 4 札幌と「疎開」

昭和 19 (1944) 年 都市部での疎開が本格化 (学童集団疎開など)

→札幌：受入地 (361 世帯・1172 人) / 住宅供給が課題 ◆史料 10

昭和 20 年 4 月 建物・人員の疎開決定 (第一次建物疎開) ◆史料 11

7 月 第二次建物疎開 ◆史料 12

8 月 第三次建物疎開 (間引き疎開)

\* 疎開関係者の回想：山田美智子氏 (疎開者)・伊藤正光氏 (警防主任) ◆史料 13・14

むすびにかえて ～物資不足のなかで

公区記録から：公区役員の苦惱・住民内部での「不満」調整 ◆史料 15

\* 上意下達の戦時体制下／愛国精神の強要 → 実質的選択肢を失う市民 (市会)

→市会：昭和 19 年 2 月 大通公園の菜園化決定 ◆史料 16・17

#### 【史料出典リスト】

・史料 1：特定重要公文書『昭和 16 年 自第 1 回至第 8 回 札幌市会会議録』  
(2013-1362)

・史料 2：私文書『資源回収事務関係書類』

・史料 3：『昭和 18 年 札幌市事務報告』

・史料 4：『昭和 20 年 札幌市事務報告』

・史料 5・6：私文書『資源回収事務関係書類』

・史料 7：札幌市教育委員会編『さっぽろ文庫 43 大正の話』

・史料 8：『北海道新聞』昭和 18 年 4 月 2 日

・史料 9：『札幌市桑園連合公区第 16 公区記録簿』

・史料 10：『昭和 19 年 札幌市事務報告』

・史料 11：『北海道新聞』昭和 19 年 4 月 27 日

・史料 12：『北海道新聞』昭和 19 年 7 月 10 日

・史料 13・14：札幌市教育委員会編『さっぽろ文庫 14 昭和 20 年の記録』

・史料 15：特定重要公文書『今田敬一資料』(2015-0700)

『桑園連合公区第 5 公区 回覧板綴』(2015-0700-349)

・史料 16：特定重要公文書『昭和 19 年 第 1 回通常 札幌市会会議録』(2013-1346)

・史料 17：『北海道新聞』昭和 19 年 4 月 25 日

参考：『札幌市公文書館年報』第 3 号 研究論考編 (2016 年)

・西田秀子「アジア太平洋戦争下、犬猫の毛皮供出、献納運動の経緯と実態・史実と科学鑑定」

・木村由美「今田敬一の見た風景 —今田敬一資料の再編成を通して—」

## ◎開　　会

○司会（菱田） 時間になりましたので、平成28年度第3回目の講演会を始めたいと思います。

まず、初めに綿貫公文書館長より挨拶がございます。

○綿貫公文書館長 本日は、講演会に多数ご参加いただきまして、ありがとうございます。館長をしております綿貫と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

今回、公文書館講演会は第7回目になりましたが、今回のテーマは、「戦時期の物資供出と札幌市民」でございます。

戦時中の物資の供出というと、テレビのドラマや映画などでごらんになった方もたくさんいらっしゃるかと思います。あるいは、もしかすると、当時、実際にごらんになって記憶されているという方もいらっしゃるかもしれません、今、こちらにも置いてありますように、札幌市公文書館にも当時のいろいろな史料が収蔵されております。本日、こういったものをお紹介しながら当時の状況についていろいろご説明を申し上げたいと思います。

早速、きょうの講師を紹介させていただきます。

札幌市公文書館に勤務しております秋山淳子専門員です。

秋山専門員は、私どもの公文書館でふだんは公文書や歴史史料などの収集や整理、あるいは、そういったものをごらんになりたいという方がおいでになったときの対応、さらに郷土史の相談なども仕事としてやっておりますが、実は歴史の研究者でもございまして、お茶の水女子大学の文教育学部の史学科と大学院で歴史の研究を重ねております。そして、その後、北星学園大学などで非常勤講師として学生の方々にも歴史を教えております。

研究分野は、昭和の戦前期を中心とした日本や満州の近現代史ということで、今回の話のテーマともかなりかかわりのあるところを研究しております。

それでは、早速、始めたいと思います。よろしくお願ひします。

## ◎講　　演

○秋山 ただいまご紹介いただきました専門員の秋山と申します。よろしくお願ひいたします。公文書館は市街地の中心部にはあるのですが、なかなかわかりにくいという意見もいただくので、このような機会に来ていただけますと、今後、閲覧室にも足をお運びいただけるのではないかと期待しております。どうぞよろしくお願ひいたします。

きょうのテーマですが、「戦時期の物資供出と札幌市民」というタイトルでお話をしたいと思っています。

「物資供出」がテーマですが、戦時期のものは、いわゆる軍事機密の壁というべきか、実際が非常にわかりにくい、情報が出てこないのです。それでも、現在断片的に出てくる情報で、マクロ部分に関しては多少なりとも研究が進んできているのですが、きょう採りあげようとする地域社会レベルでこういう問題を明らかにしようとすると、史料的な制約が非常に大きい分野と言つていいと思います。そういう状況で、当館所蔵の史料からどこ

までアプローチできるか、それが今日私の挑む課題です。

あらかじめ申しますと、全容解説は非常に難しい分野ですので、きょうは皆様方がご納得いくような数字を出すことは恐らくできないでしょう。ですが、こういった時代の様々な断片でも、情報提供することによって、逆に皆様方ご自身でもどんどんお調べいただいて、いくつも補助線をお互いに引き合って全体像を形成していくような共同作業に今後つなげていけたら一番うれしいと思っております。

さて、こちらの画像（※web掲載不可）ですが、場所はすぐにおわかりになると思います。大通公園、大通周辺ですね。

問題は時代です。公園内の区画をよく見てみると、何やら植物が茂っている様子がわかりますか。さらによく見ると、筋がきちんと切ってあります。これは、大通公園がいつごろ、どのような状況になったものなのか。そして、この写真を撮影したのは誰か。この写真自体は、福林徹さんという方が収集されたものからお借りして出していますが、アメリカの国立公文書館所蔵の札幌の史料です。ということは、進駐軍が来て直後の状況を捉えたものの1枚と言われております。日付としては、昭和20年の10月5日に進駐軍が入ってくるのですが、その翌日の6日だそうです。まさしく敗戦直後の札幌の状況を写した非常に珍しい写真です。

先ほどの問題はここです。ここが何になっているか。

○フロア 畑ですか。

○秋山 そうです。畑です。なぜ畑になっているのか。戦時に公園が荒廃したという表現を聞いたことがあるかと思います。いわゆる公園が公園ではなく、菜園と化してしまった時代。これは、そういった時代の大通公園を写した写真です。

また、こちらは台座です。ということは、この段階にはないのですが、上に何があったのか。銅像です。戦時に銅像がなくなったといえば、いわゆる金属供出です。

この写真は、アメリカが撮影したという点もおもしろいのですが、畑と化して、かつ、金属供出で銅像がなくなった戦後直後の大通公園の姿を写しているものです。

比較のため、戦前の大通公園の絵はがきの画像を見て下さい。昭和12年か13年ごろと推定されます。ここに銅像と台座があります。先ほどと同じ3丁目なのですが、永山武四郎の像があります。この後に永山は「出征」という表現が使われましたが、供出されてしまいます。でも、まだこの段階では今の大通公園と同様、芝生敷きで花壇もあり、まさしく市民の憩いの場、近代的な公園の様相だった。これが、先ほどの姿に変わったのです。

実は、最近、市内の小学校の子どもたちに、戦時期の暮らしと札幌ということで教える機会をいただき、この写真を見せました。すると、大通公園まではわかるのですが、何が

戦前の大通公園の絵はがき



起きたのか全然わからないのです。銅像がないとはどういうことかと訊くと、一番多い答えは「敵に攻撃されて溶けてしまった」です。そうではなく、自分たちの手で変えたんだよと話をすると、とても驚きます。そういう意味で、若い世代も含めて、この時代をきちんと理解していくことがとても大事だと常々感じております。

きょうは、こうした戦時期に札幌で何があったのかを考えていきます。昭和の戦争は国の全ての資材、労力を注ぎ込んで戦う戦争、総力戦であり、当然、銃後と呼ばれる市民生活も多大なる影響を受けていきました。戦争が市民生活に落とした影ともいえますが、それは何だったのかを考えてみたいと思います。

そこで、第一の問題はもちろん人命が失われたことですが、きょうはあえてそうではなく、市民生活と物、財産といった側面からアプローチしてみたいと思います。キーワードとしては、「供出」、「献納」、さらに「疎開」も入ります。疎開といったら人ではないかという感覚があるかもしれません、そのあたりも含めて、見ていきます。

方法としては、この時代の史料は非常に少ないので、当館は史料の所蔵機関ですので、自分たちの持っている素材からは何がわかるのか、公文書館の所蔵史料から実態を検討してみたいと思います。

## 1 戦時体制化の市民生活

まず、戦時体制下の市民生活から話を始めます。戦時体制を敷く上で重要なポイントは、住民の組織化、地域住民にどのように国策を浸透させていくのかというところです。

札幌では、公区というものを設けております。前に公区図を出していますが、これは昭和15年に札幌市が公区を導入し、全市全域に線を入れて、今の町内会と同じようなイメージですが、全てを公区に編成していきます。その中の住民全員がそれに所属するという形で、市民を把握する機構になっています。

この公区制が導入された昭和15年ごろは、全国的な組織化もだんだん進められている途中でした。既に町内会が編成されていた地域もあったのですが、当時、札幌にはそういったものが明確になかった。そこで、昭和12年から市長になった三沢寛一はもともと内務官僚ですので、こういった住民の組織化に非常に关心があったと言われています。その三沢が主導的な立場で、ほかの地域で部分的に設置している町内会、部落会のようなものを、札幌では公区という形で一気に全面的に敷いてしまおうということを行いました。全国的には昭和15年9月に内務省が指令を出しまして、全国あまねく地域に部落会と町内会を設置しなさいという訓示を出します。札幌の導入は3月だったので、「これに先立つて」という表現がしばしば使われますが、市役所の末端機関という意味で町内会組織ができています。

この機関の構成ですが、公区が基本単位で、これらを束ねる連合公区があります。今の連合町内会と同じです。さらに住民にとって重要なのが隣保班です。これは、ほかの全国の地域と同じですが、しばしば隣保を言わず「班」と言ったりします。このように、班、

公区、連合公区という構造で組織化されていました。

これらの組織は、昭和17年になると全国で言う町内会、部落会を使って、国策に国民を邁進させるために、大政翼賛会というものを指導団体として明確にするという訓示が出されます。これにより公区も同じような形で、大政翼賛会の指導のもとに置かれていくことになります。この結果、公区・班は、まさしく市役所の末端機関であり、大政翼賛会の下部組織という位置づけになりました。

回覧板と日誌を前に出しておますが、こういった公区記録がつくられています。公区では、常会という会議が定期的に持たれることになっていて、そこで重要な案件を決定し、回覧板で情報を伝達して浸透させていきました。

もともと札幌には町内会のような組織がなかったので、公区ができた当初は、住民の自治組織という性格が強調されていました。しかし、国策遂行の末端機関と位置づけられていく中で、むしろ当初の自治的な性格が、自発的に互いを監視、牽制し合ったりする意味を持ってきてしまします。札幌市史には「相互監視連帶規制」という表現で書かれていますが、こうした機能が物資に対する「供出」や「献納」の取り組みにも大きく影響していきます。

きょう見ていきたい戦時市民生活における物資、財産に関するキーワードは、この「供出」と「献納」という二つの言葉です。供出は、公定価格と言わることが多いですが、一定の価格で政府へ、半強制的といいますが実質は強制的に売却をします。当然、安い価格です。一方、献納はより強い意味を持ちます。無償で政府へ提供する行動です。この二つは、意味合いとしては似通っていますが、その内容がこのように異なります。

通常、供出と言った場合に、食料供出をイメージされる方が大半です。なぜかというと、そもそも供出制度は、昭和17年の米穀、主食の管理を目的とした食糧管理法を制定したときにこの制度が完全に敷かれるので、そこから農作物を供出するというイメージが強いかと思います。しかしそれ以外にも、一般の市民が政府に対して一定の金額で売却するもの、それは強制的である場合が非常に多いですが、そういう場合にも広く供出という言葉が使われています。現在の札幌市域は当時に比べ合併により広くなっているので、当時は農村地域だった部分を含みます。しかし当館の史料は、当時の札幌市域のものが基本のため、農村地域の食糧供出の話を採りあげられませんでした。きょうはむしろ、都市民の中で供出や献納がどんな意味を持ったのかという点にクローズアップすることになります。

回覧版綴



班日誌



## 2 金属回収

その中で重要なポイントになるのが金属回収です。

金属回収としては、昭和16年に制定された金属回収令から出発するといつていいと思いますが、これ以前にも、同様の政策が存在しています。主な対象としては、金、銀、白金といった貴金属です。当時は、「金の集中」とか「買い上げ」という言葉を使いました。この頃は太平洋戦争の勃発前なので、主に欧米諸国との貿易がまだ盛んです。日本は慢性的に貿易赤字になってしまふため、その決済に際して日本の通貨だけではなく貴金属を用いる方法がとられていました。その決済用の貴金属をどうやって確保するかは重要な問題で、それを国民から集めることを大きな目的としていました。ですので、この後の金属回収とは若干意味合いが異なっています。

今回対象とするのは、昭和16年の金属回収令以降の金属回収です。簡単に言えば、軍需の素材としての金属ということです。昭和16年の回収は鉄と銅で、銅は合金も含んでおりますが、強制回収をしました。この金属回収令の制定を受けて、北海道では実質的な管理をする機関をつくります。国がつくった制度に対し、動くのは地方自治体ですが、北海道ではその機関がなかったので、北海道資源回収協議会を新設します。

ここにあるものが、当時の北海道の金属回収の政策担当者が個人で持っていたと思われる簿冊で、札幌市へ市民から寄贈していただいた文書です。この中を見てみると、当時の担当職員が集めていた国からの通達や、自分たちが各市町村へ出した文書類が入っています。その文書をみると、北海道資源回収協議会について、実際に金属回収を行う組織の中核機関、官民を網羅する協議機関だとでてきます。ここには、もちろん行政機関もあれば、先ほどの大政翼賛会も入ってきますし、金属を集めるためには、当時、金属を持っている工場やさまざまな事業者、そして集めたものを運ぶ運輸業者、金融機関、金属回収に関係するさまざまな者たちを全て「糾合して」という言い方ですが、集めてつくった機構を中核機構として立ち上げていきます。その周辺には、各部門に役割をわけて複数の組織が配置されるという構造で回収機構がつくられていきます。

この中で、まだまだ史料がなくて状況は詳しくわかりませんが、北海道庁がかなり重要な役割を占めていたようです。たとえば道庁では、金属回収令の制定を受けて、すぐに解説書をつくっています。それがこの簿冊にも入っています。

金属回収令の目的ですが、基本的には、それまでくず鉄など廃品などに対する一般回収が行われていて、それについては、一般市民も業者も関係なく、いわゆる「愛國的な精神に基づいて出しなさい」とやっていました。しかし、それではもう間に合わないので、今使っているものも必要に応じて出すよう要求する「特別回収」という論理をつくり出します。この特別回収を実行するための法律が金属回収令になるわけです。

この場合、対象は「現用品」と言いますが、今使っているものなので、回収には非常に障害が大きいから、まず、その対象を従業員が常時10人以上いる事業体など、ある程度の枠を定めます。これを指定施設といいます。しかし、同時に一般の家庭や指定施設以外

でもぜひとも積極的に取り組んでくれと、並行的に実施し、強力に広報をしていくのがポイントです。

その解説書の一つ「鉄と銅特別回収早わかり」を紹介したいと思います。この簿冊の中にはありますが、10センチもないでしょうか。非常に小さい手帳大の、いわゆるハンドブックです。

この「鉄と銅特別回収早わかり」ですが、表紙をあけると、まず「撃滅の意氣で捧げよ鉄と銅」というスローガンが出てきます。そして、最後の見返しのところには「進め一億 火の玉だ」という有名なフレーズで締めくくられています。そのような体裁の本です。中身を一つあければ、「米英を屠る力だ 鉄と銅」というスローガンがまた出てきて、次の最初の1行目は、「さあ、皆さん、いよいよ…」という呼びかける形式で始まります。ここをあけておきますので、皆さんもあとで中身をぜひ見てください。

この本の中身ですが、表3に一部を抜き出しておきました。

こちらは「家庭からは何を供出せねばならぬか」というタイトルのもとに並べられているものです。金属回収令の中でこういう品物を出しなさいと具体例が書かれていますが、それをさらにわかりやすく、かつ、より積極的な表現に変えて並べたものです。1つ目が「ぜひとも供出されたいもの」、2番目は「なるべく供出されたいもの」、3番目は、そのほか、小さなものでも、また日用品等でも不用なものや余っているものはぜひ何でも出しましょうと呼びかけ、次の品も上記の物品同様代替品や法律によって多少の補償がつくかもしれないから、ぜひとも出しましようと例示しています。

記述をみると、「壜」などはなるほどという感じですが、例えば1行目にある「泥拭器」というのは何かわかりますか。これは、商店などの入り口にある靴の泥をとるための金属製のマットレスのことだそうです。というように、逐一、説明が全部ついています。ネームプレートとか、該当する具体的な例を示して積極的な供出を勧めています。シャンデリアなどは、通常は銅が対象だけれども、鉄製のものでも大丈夫だとわざわざ書いていたり、詳しく見ていくと、よく考えたな、よくここまで入れたなと思われるでしょう。

こうして、とにかく日常生活のそばにあるものは何でもみんな視野に入れなさいという

鉄と銅特別回収早わかり



表3「家庭からは何を供出せねばならぬか」一覧

一、是非供出されたいもの
◆鉄製品(既勘引ヲ除ク)
壜、革袋、鉄板、泥拭器
門柱、自転車臺(定着以外ノモノ) 磁堵止金物
広告看板 柄(基盤樹脂ヲ含ム) 水桶(天水桶)(飲料水用ヲ除ク)
清音 門扉(基盤樹脂ヲ含ム)
手提及腰干 広告塔
◆鏡、真鍮、砲金、唐金製品
柵 手提及腰干 振板
門扉 水桶(天水桶)(飲料水用ヲ除ク) 磁堵止金物
鐵板 門柱、泥拭器
二、成る可く供出されたいもの
◆鉄製品(既勘引ヲ除ク)
看板 柄干 塗子掛スタンド 洗面器台 火鉢 石炭用バケツ
椅子 床下換気口金物 肘立 扇立 千曲(千曲キ) 壁産用器具
ネームプレート、コーションプレート、其他様札類 章立 绿房装置前鋒金物
煙灰 烟灰、錫製燈
◆鏡、真鍮、砲金、唐金製品
看板 柄及振板(作事場、清掃、風呂掛けタク) 郵便受口(木部取付以外ノモノ)
壁産装置前鋒金物 吊下手洗器 章立 壁面、花器、軒括、呼括、笠括 格子 駐便受口(木部取付以外ノモノ)
カーテン用金物(ハイド使用ノモノ) 煙炉 横子掛スタンド 吸煙用器具 茶器 床蓋板
ネームプレート、コーションプレート、其他様札類 シャンデリア 洗面器 火鉢 洗面器台 置物 茶子器
三、以上の外のさなものでも、又日用品等でも不要のものや余って居るものは是非供出して下さい。 右の外、次の品物についても政府の定めた一定の基準に則り取り外し費や代替物資を支払ひます。
◆鉄製品
階段 仕切用金物 シャンデリア 椅 孝子 桃子
火鉢用金物 マンホール蓋 指示板 交通標識 書籍 戸棚及ロッカー
◆鏡、真鍮、砲金、唐金製品
階段上段 指示板 仕切用金物 日除用金物 門柱、天井又ハ庇柱シ装飾金物 戸及扉 屋根裏板 号札 英錦
出典)取扱物資活用協会「鉄と銅 特別回収早わかり」より作成

言葉が国から下ろされます。それをうけ、道や市も積極的な対応をとらざるを得ない状況になっていきました。その例として、札幌市の取り組みを一つ紹介しましょう。

配布資料①の金属回収（1）と書いてあるものの、史料 1 です。これは、豊平館についてのものです。豊平館の鉄柵を特別回収に出しますよと、当時の市会に諮問事項としてあげられ、承認されています。その結果、豊平館の鉄柵は昭和 16 年末に国に金属回収として、特別回収で出されることになります。

その状況を画像で確認したいと思います。古い写真なので見にくいのですが、ここに入り口があります。そこに鉄扉と上に門灯があります。これも金属製です。そして、この横がずっと囲いになっていて、これが鉄柵です。画像を拡大すると、扉や灯り、デザインが施された鉄柵がわかります。

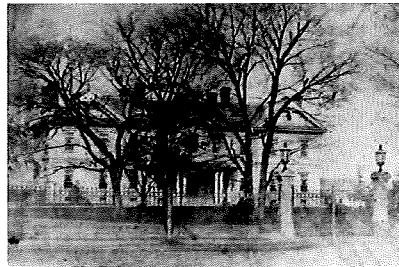
ちょっと不鮮明なので、別の写真をお見せします。柵の丸い意匠が見えるでしょうか。このあたりが鉄柵です。拡大すると、ユリ模様の形になっています。これが金属回収の対象となったもので、市議会が許可をして特別回収に出した鉄柵です。

それが出された結果、豊平館はどうなったか。これは、昭和 32、33 年ごろの大通から中島公園への移転工事をしているときの写真です。この写真は当館にずっとあるのですが、中心に人物が写っていてなかなか使われなかったのですが、やっと今、日の目を見てうれしいところです。今、見ていただきたいポイントは、この人物の後の柵です。先ほど見た鉄の部分がなくなっています。なお鉄扉は回収すると書いてあるのですが、ここには残っているように見えます。だから、のこらず全てが回収されたわけでもなかったようです。この点はこれ以上わからないので、推測するしかありません。

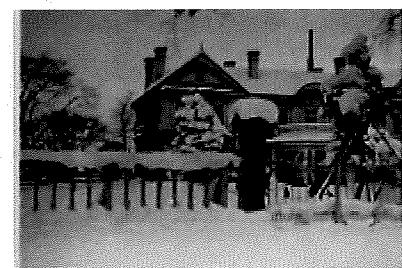
もう一つ同じころの写真です。これもちょっと違う場所から撮ったものですが、同じくこのまばらな木製と思われる柵に変わって

います。さらに先ほど金属製の門灯があったところを見ると、なくなっている様子がわか

鉄柵回収前の豊平館



鉄柵回収後の豊平館



## 三 銅像供出式

本市所管ニ係ル市内ニ建設ノ水道開拓ノ功労者黒田清隆、永山武四郎、大迫尚敏、岩村通俊四氏ノ銅像也。市政功労者阿由葉宗三郎、上田萬平、橋本正治の3つの胸像、以上の7つを大通の聖恩碑前に集めて彼らの偉業をしのんだ後、供出をした。新聞では、これを「出征式」などと言っています。

では、銅像のものとの様子を、当館の写真から確認しましょう。

これは、先ほど永山です。よく見ると、台座周辺の鉄柵もなくなっているのです。この本体がいわゆる出征したということになりますが、3丁目に置かれていきました。

2つ目は黒田です。黒田は7丁目にあったものです。この黒田の台座は、⑥にある写真と同じです。これは、当時の道新の写真で、「大通が畠になりました」というときにいつも出てくる写真です。この写真の後ろの台座ですが、これも周りの柵が取り外されていて、上の銅像がありません。

永山武四郎の銅像



黒田清隆の銅像



岩村通俊の銅像



大迫尚敏の銅像



蓋に政府に於ては戦力の急速なる充實を圖る爲銅及鎌等の金属類の回収を實施致し目下著々其の實績を擧げつゝあるのであります。が、豈この進展に伴ひ更に一層戦争資材として必要なるニッケル及鎌の急速充足の爲現在流通のニッケル貨及鎌貨等の補助貨幣の回収を左記方針により實施する事になりました。

我々の周囲に流通してゐるアルミ貨以外の鎌貨、白銅貨、ニッケル貨等のうちにも含まれる鎌やニッケルなどは、もともと大切な国防資源であつて一旦緩急ある場合は何時でも國家のお役に立つべく待機してゐたもので、今や正しく其の時が到来したのであります。

引換へられた夫れ等の貨幣は軍艦、駆逐艦、飛行機其の他種なる軍需品や生産擴充の貴重なる資材として使用され總て前線に活躍する事になります。

あと二つの銅像ですが、あまりよい写真がありませんでした。11丁目におきました岩村がこちらですが、非常に立派な台座の上に乗っています。直立型の銅像です。ここまでが大通公園にいた三つの銅像です。もう一つは、こちらの中島公園にいた軍人の大迫の像です。この銅像もあわせて大通公園で「出征式」を行ったことが、事務報告に銅像供出式として記載されているのです。

当時の道庁の公文書を見ると、実は当時、札幌市には、銅像が4つ、胸像が28基あったという調査値が上がっています。どんな根拠の数値かわかりませんが、民間でつくった胸像もたくさんあり、それらも次々に供出されたという新聞記事もあります。ですから、金属回収でなくなった銅像が幾つあったのかというと、胸像まで含めると実際の数を出すのはかなり難しいです。ですが、一つの回答としては、市としてはこの7つを供出し、おそらく道では先ほどの協議会レベルだと、銅像4基と胸像28基を把握していたようだという数字が今回出てまいりました。

この金属回収について、さらに見ていきましょう。金属回収令が出て、開始されたのが昭和16年ですが、翌年17年は太平洋戦争勃発も経て、「開戦1周年記念」などという表現を使いつつ運動の「てこ入れ」があります。その一環として、補助貨幣の回収運動が始まります。

これについては、史料の2番をごらんください。これも、同じく金属回収の簿冊に入っているもので、当時の広報素材です。ラジオ放送原稿になります。後ほどゆっくり読んでいただければいいのですが、補助貨幣の回収をどのように位置づけているのか、当時の論理が書かれているので、そこだけ紹介します。

二つ目の段落、6行目です。我々の周囲に流通しているアルミ貨以外の銅貨、白銅貨、ニッケル貨等のうちに含まれる銅やニッケルなどは、もともと大切な国防資源であつて、一旦、緩急ある場合は、いつでも「国家のお役に立つべく待機」していたものだということです。国民の手元にある貨幣は、ただ預かっている国防資源にすぎない、「ゆえに今すぐに国家に返せ、今まさにそのときが到来した」と言っています。このような調子で続くわけです。

こういった論理に基づく供出促進は他にもあります。例えばこの派手なビラもそうです。当時、回収が想定された多様な硬貨について、先ほどの史料2の下に「お引きかえ願いたい補助貨の種類」として図が出ていると思います。これを見ると、江戸時代のお金から、当時の外地、植民地で通用していた硬貨類や、貿易で使っていた墨銀、メキシコドルも含んでいます。そういうものもすべて対象に入れながら、広い範囲で補助貨を回収する制度

を打ち立てました。そして、北海道としてもすぐに反応して、北海道補助貨回収要綱を策定します。それに則り積極的な運動を展開していきますが、先ほどのラジオ原稿もその一つにということになります。

なお、このときの回収対象は、ニッケル貨と各種銅貨でした。これを何に変えるのかというと、アルミ貨と少額の紙幣に引きかえる制度です。今、あれつ、アルミを出しちゃうのかと思われた方がいると思います。私もそう思いました。当時のことを調べてみたところ、回収対象となるアルミというのは、既に精製されて使われている「くずアルミ」のようなものになろうかと思います。そういうものを再精製して、飛行機の材料にするためには、合金の素材に加工する工場設備や、資源、燃料類も含めて、コストが大き過ぎてペイしないという状況でした。ですから、この段階ではアルミはむしろ民間に戻してよいもの、アルミと引きかえに銅と鉄を手に入れるという制度が敷かれていました。これが転換するのが昭和19年です。19年11月30日に、国がアルミニウムの緊急動員要綱を策定いたします。これに基づきまして、今度は逆に飛行機材料としてのアルミを回収せよというふうに文脈が180度転換していることがわかりました。

札幌でどのようなことが起きていたのか見ましたら、昭和18年はまだ補助貨回収段階で、アルミはむしろ民間に放出していますので、新聞記事に子どもにアルミ製の弁当箱を配ったというのがありました。しかし、もう次の年には「アルミの回収はまだか」と書いてあるのです。そのときの回収が進まない理由として、アルミ製品が余りにも日常生活に入り込み過ぎていて、必需品、日常生活具になってしまっているので、市民が出しにくくないと書いてあります。それは、その前にそういう政策をしているからであって、代用品としてアルミを渡しているのだから、アルミを使っているに決まっているのです。今度は、そのアルミを取り上げようというのですから、さらに陶器などへの代替が進んでいくわけです。このように、実はアルミは中途段階で、政策の転換点に位置づけられていたことが補助貨回収の話から見えてまいりました。

次に、回収運動の推進主体がどのようなものだったのか、整理しておきたいと思います。基本的には、こういった運動の推進主体は、一般的に大政翼賛会の壮年団や、17年できました大日本婦人会の各地方支部でした。それらが積極的に動いたのはわかるのですが、実は、地域の史料を見ていきますと、地方自治体や、特に大政翼賛会の指導下にある、札幌で言えば公区、ほかの地域で言えば町内会、部落会ですが、そういう組織が相当程度の実行主体になっていたということがだんだん見えてきました。例えば、回収の統括的機能を果たす都道府県レベルは、割り当ての決定であるとか、さまざまな部分で指導的役割を担います。これは、ほかの物資動員関係でも同様であると思いますが、金属回収について史料を少し見てみましょう。

②の表1と史料5、6を見てください。表1は北海道金属特別回収実績ということで、先ほどの簿冊から文書に出てきた数字を拾ってつくったものです。強制的な対象になる指定施設と、それ以外だけでも、実質的に努力目標が課せられる一般家庭・非指定施設に区分されます。集計時期は2段階、AとBとあって、Aは回収開始からすぐの昭和17年2月末現在で、17年度の回収実績となり、Bは翌18年1月の数値です。それぞれ目標量・回収量・回収率が示されています。

一番上の目標量のところを見ると、指定施設についてはA、Bともに同じ数値です。そして回収量が時間の推移に伴い、増加していることがわかります。それに対して、一般家庭・非指定施設を見ると、AとBで目標量が変わっていきます。大幅に上方修正されています。そして回収量では当初から指定施設を大きく上回っています。積極的提供はむしろ、指定施設以外に見られたことがわかります。この理由は推測するしかないですが、Aの欄の一番下に回収率というところがあります。ここの一一番下の全国平均を見ると、驚異的ですが、Aの段階で100%を既に超えているのです。全国的な運動は、初期目標をさっと超えた実績が出てしました。そういう状況を追い風に高い目標値へ変更されて、さらなる督励が進められたと推測されます。このあたりは、ほかの公文書を調べないと何とも言えませんが、この数字からはそういうことが読み取れます。つまりこの17年中に、一段とハードルが引き上げられ、「国策」の名の下、回収へと市民を強力に先導していった様子が見えてくるのです。

その結果、指定施設は、Aから比べればBの段階で回収量は大分伸びてはいるのですが、回収率で見ると非常に低い状況です。指定施設は、そもそも今事業者が使っているものに対して「出せ」と言っているので、基本的に難しい、限界があったようです。全国平均も大して成果が上がっていません。それに対して、むしろ大きく貢献したのは、金属回収令では基本的に対象でないにもかかわらず、積極的な反応と、さらなる督励をうけた一般家庭・非指定施設の部門だったわけです。Bの状況をよく見てみると、回収率の数値としては半分に満たないのですが、回収量実績は、当初、Aで設定したものを感じしているのです。ですから、それなりの成果は上がっていても、ハードルが上げられて行く中で、市民には「まだまだだ」という論理が積み上げられていく様子が想像されます。

こういった中で、北海道としては、回収率は全国平均に比べれば「低いではないか」という状況になります。そこで昭和18年から「てこ入れ」に入ります。その関係資料が5

表1 昭和17年度 北海道金属特別回収実績

区分	指定施設 (A) (B)		一般家庭・非指定施設 (A) (B)		その他 (B)	計 (B)
(t) 目標量	鉄	3,640	2,970	6,128	1,441	9,768
	銅	520	510	1,035	37	2,102
	計	4,160	3,480	7,163	1,478	16,281
(t) 回収量	鉄	673	1,334	3,107	1,111	7,684
	銅	13	107	135	18	444
	計	686	1,441	2,242	1,129	8,128
(%) 回収率	鉄	18.5	36.6	70.9	51.1	78.7
	銅	2.5	20.6	26.5	17.8	48.6
	計	16.5	34.6	64.4	46.3	76.4
参考) 全国平均		37	121			
鉄 銅		14	111			

出典『資源回収事務関係書類』より作成

(A)昭和17年2月末現在

(B)昭和18年1月25日現在

番、6番に出てくるものです。

例えば、史料5は、市町別の回収成績表を出しています。道が全体を把握するための表ではありますが、特に各支庁の最高と最低の町村名だけ書いてあります。この部分は、むしろ書かれる側の自治体にとって大きな意味を持ちます。最高と言われたところは、より頑張ろうとなりますし、最低と言われたところは、これは問題だと各自治体が認識せざるを得なくなります。このように、自治体間での競争の論理を持ち込んでいきます。

さらに、史料6です。この表には、一般家庭での回収実績の、より具体的な数値が示されています。割当数を見ると、概数ではなく詳細に設定しており、これに対して回収報告量と回収率が出されます。ここからは道が各市町村別に具体的に数値目標を設定するとともに、実際にその成果を報告させて、回収率について計算し、管理していく様子がわかります。政策推進の中核としての役割がわかる史料です。

なお、これらの情報はまだ単年度のもので、連続的な数字がとれません。ですから、実際にどの程度の回収率の推移があったのかとか、具体的な方策とその効果については、今後も調べていく必要があります。ただ、運動の内容について、例えば研修会や各種キャンペーン、イベントなどの状況が断片的にわかつてきます。きょうはちょっと時間がないので、ご紹介できませんが、少しずつ実態の解明を進めていく中での一つのヒントになると思います。

そこで次に、その後の展開として、昭和20年の札幌市での取り組みがどのようにになっていたのか、史料から推測できる範囲で追ってみました。